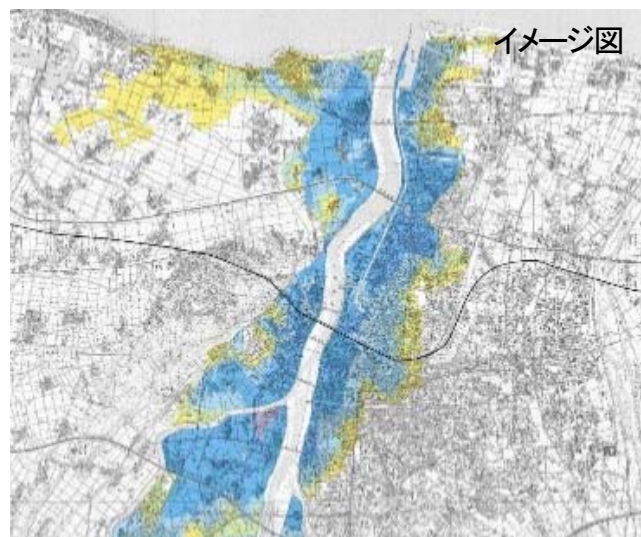


水防法の改正の概要(抜粋)

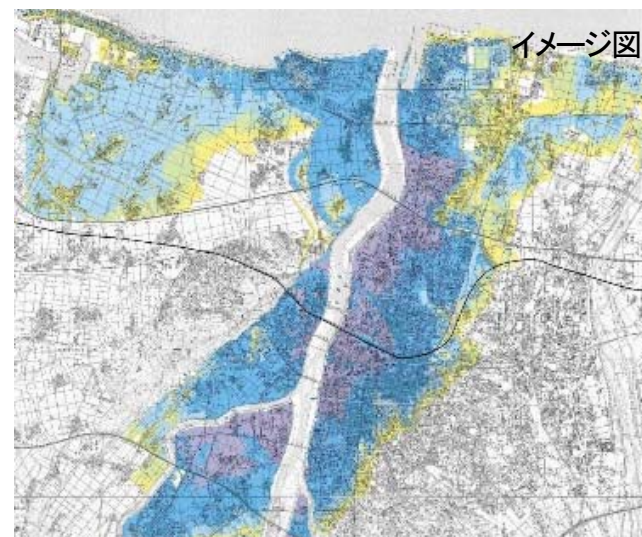
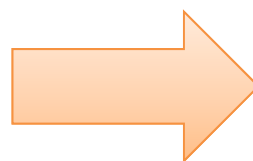
- ◆ 洪水について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域を示す
 - ✓ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充



想定し得る最大規模の降雨による洪水に対する避難確保・被害軽減



河川整備において基本となる降雨を前提とした浸水想定区域



想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域

浸水想定区域に関する改善事項(抜粋)

➤ 洪水浸水想定区域の改善

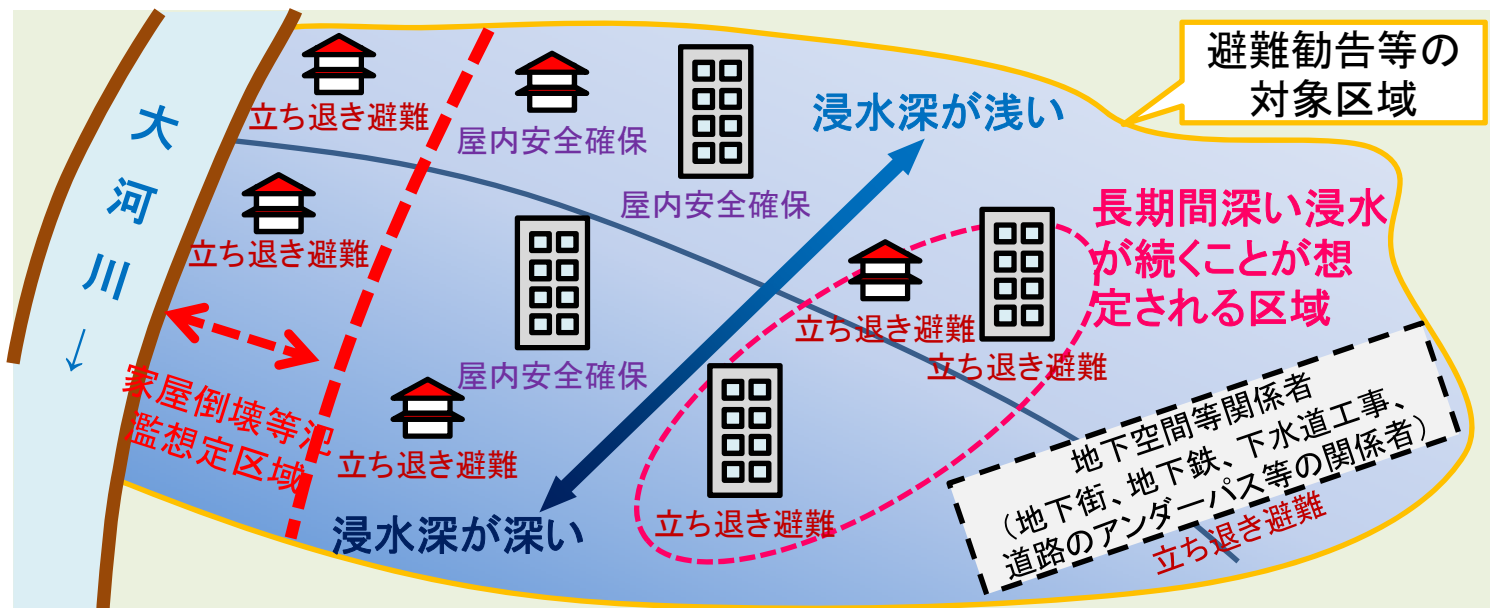
- ✓ 前提となる降雨を、計画規模から、想定し得る最大規模に変更
- ✓ 家屋倒壊等氾濫想定区域の設定
- ✓ 浸水継続時間の算出※1
- ✓ 地下で連続する施設を通じて浸水する地下街等も浸水想定区域の一部として指定※2
- ✓ その他の外力による浸水想定区域・浸水深の設定

※1:長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る

※2:地上部分の浸水が想定されない地下街等であって、相当規模かつ当該地下街の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る(詳細は浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)に記載する予定)

洪水浸水想定区域の改善

- 洪水による浸水区域、浸水深とあわせて、以下の事項も公表
 - ✓ 家屋倒壊等氾濫想定区域
 - ✓ 浸水継続時間(長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る)
- ↓
- これらの情報と想定浸水深から、洪水時に水平避難が必要な区域・垂直避難が可能な区域を判定
- ↓
- 避難勧告の対象区域の絞り込みや、住民の避難判断に活用



避難勧告等の対象とする区域と避難行動について

(避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
 説明会資料(内閣府(防災担当)、H26)に加筆修正)

浸水想定区域に含める地下街等

- 地上部分の浸水が想定されないものの、地下で連続する施設を通じて浸水する地下街等も浸水想定区域の一部として指定することとする予定
 - ✓ 指定する地下街等は、相当規模かつ当該地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る
 - ✓ 当該地下街等の利用者の全ての避難が完了するまでに、地上からの流入水が到達する地下街等を指定の対象とする予定
(指定方法の詳細は「浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)」に記載予定)
 - ✓ 内水・高潮の浸水想定区域についても同様に指定
- 指定された地下街等は、市町村地域防災計画に位置付けられた場合は、水防法第15条の2に規定する避難確保・浸水防止計画の作成が義務化される
- 浸水想定区域の指定の際には、当該地下街等の名称・所在地リストとして指定

